

議会評価意見書①

事業名	2-1-3 職員研修事業	
議会評価	1	拡充する

【評価説明】

地方公務員法の規定により職員研修は義務づけられており、職員の能力や資質の向上のために、欠かせない事業である。内部において小松島市人材育成基本方針を策定し、計画的に職員研修と人材育成を行っているとあるが、そのほとんどが、県自治研修センター等の外部研修を自由参加したものが多く、明確な基本方針のもとで計画的に人材育成がなされているとは言えない。今後は、基本方針の見直しと計画性を持った人材育成が必要と考える。また、本市独自の魅力ある研修を行い、職員の能力や資質を向上させ、人事評価につなげていくべきである。